

## 事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	健康情報活用基盤実証事業			
主管部局・課室	医政局研究開発振興課医療機器・情報室			
関係部局・課室	総務省情報通信政策局情報流通高度化推進室 経済産業省商務情報政策局サービス産業課医療・福祉機器産業室			
関連する政策体系				
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること		
施策目標	3-1	医療情報化インフラの普及を推進すること		
個別目標	1	医療のIT化を推進すること		

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

<p>医療情報の電子化、特定健診の開始、ホームヘルス情報の標準化（家庭内で使用される体重計や血圧測定器等により測定したデータを電子的に送るデータプロトコルの標準化）等、健康・医療に関わる情報の電子化と標準化が進展し、一定の成果を収めつつある。</p> <p>本来これらの情報の電子化・標準化は、その情報の持つ価値を最大限に利用して個人の健康の向上と健康社会の推進、保健・医療のリソースの適正配置を図ることが目的であるが、総合的で高度な利活用は未だ行われておらず、またそのために解決すべき技術的、運用的および制度的な課題も多い。また、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）においても健康情報の個人による活用等が謳われている。</p> <p>これを受け、電子化された情報の高度利活用を実証的に行うために、個人が希望すれば、生涯にわたる健康情報を電子的に入手・管理できる仕組みの構築や、個人がこれらの情報を日常の健康管理に役立て、必要に応じて医療機関に提供して適切な医療を受けることが可能となる仕組みの構築などを通じ、厚生労働省、総務省、経済産業省連携の下、それぞれの課題の抽出とその解決を図り、医療や健診等データの相互利用などの情報共有や自身の健康情報を医療へ活用する方策等について、平成20年度から3年間にわたり特定の地域において実証事業を展開する。</p>
---

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
---

## (2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療に活用するための方策について検討を行う。
--

## (3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	145
※「H20」については予算概算要求額					

## 3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	医療や健診等データの相互利用などの情報共有や自身の健康情報を医療へ活用できるようにすること。
政策効果が発現する時期	平成23年度以降
目標達成時期	平成23年度

## 4. 評価指標

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1)	
(調査名・資料出所、備考)	
・ 本事業においては、医療や健診等データの相互利用等が実現できるよう実証を行うものであるため、定量的な指標設定を行うことができない。	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1)	
(調査名・資料出所、備考)	
・ 本事業においては、医療や健診等データの相互利用等が実現できるよう実証を行うものであるため、定量的な指標設定を行うことができない。	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			
医療分野のIT化の推進は、内閣に設置されたIT戦略本部によるIT新改革戦略等で掲げられた政府決定の方針であり、技術的中立性を図るうえでも行政の主導の下にIT化を促進するための種々の施策を講じる必要がある。また本事業は実証事業であり、採算性の観点から行政の主導が必要とされる。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			
本事業を実施するにあたり技術的、運用的および制度的課題が抽出されることが予想され、特に制度面の課題解決については、国が制度を所管していることから、国主導で実施する必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由)			
診療情報の外部保存先として容認されている地方自治体等への委託が可能である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			
本事業は厚生労働省、総務省、経済産業省の3省連携の下実施するものであるが、各々が担うべき役割等は異なるものである。そのため、重複等の問題については整理されている。			

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	
ある一定の地域ではあるが、医療や健診等データの相互利用などの情報共有や自身の健康情報を医療へ活用する方策等についての実証事業を実施することとしており、それらの結果を活用することにより健康情報の医療への活用等の全国的な展開が期待できる。	
事業の有効性	
本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。	

## (3) 効率性の評価

重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととして
---

おり、効率性は高い。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)  
なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)  
なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「重点計画2007」(平成19年7月26日:IT戦略本部)

Ⅱ 2.2.1 国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現

①病歴や体質に応じた医療の提供、②継続性のある医療の提供、③根拠に基づいた医療の提供を実現するための世界最先端の国民健康情報基盤の構築を目指し、健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを2011年度当初までに構築する

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。